

提 案 書

(歳入歳出編)

~ すぐやると効果が見える ~

(概要版)

平成 20 年 10 月 31 日

藤井寺改革・創造チーム

(行財政グループ)

はじめに

藤井寺市の財政状況は、平成 18 年度の一般会計決算が始めて赤字となり、平成 19 年度においても赤字決算が確定し、危機的な状況にあります。

平成 20 年 3 月に公表された「財政健全化に向けて」において非常事態宣言がなされ、このまま放置すれば、近い将来に財政再生団体へ転落する可能性があるため、財政状況悪化の原因を明確にし、事務・事業の見直しなど財政健全化に向けて本格的な取り組みが全庁で始まり、「財政健全化プログラム」において具体的取組事項が示されました。

藤井寺改革・創造チームとして、この取組事項を再検討し、さらなる健全化に向け、項目の見直し及び追加項目を提案するものです。

取組項目について

「時期」については以下のとおり数字で標記します。

今すぐ取り組む事項-----	1
調査・検討・環境整備・周知期間等が必要で今年度中に取り組む事項-----	2
今年度中に調査・検討し、平成 21 年度から取り組む事項-----	3
実施に向けて調査・検討し方向性を出し、平成 22 年度から取り組む事項--	4

1. 内部経費の削減

取組事項	取組内容	効果	時期
(1) 公共施設管理の見直し			
施設管理委託・指定管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰仕様を排除するため、徹底した仕様の見直し、合理化によりコスト削減を図る。 ・一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進及び随意契約の適正な運用など、契約方法の見直しによりコスト削減を図る。 	・委託料の減額	3 4
施設管理会社の指定管理料の見直し	・精算時に契約額の 1/4 程度の不要額が発生しているため契約金額の精査を行う。	・一時借入れの減額	3
軽微な修繕及び植栽管理を職員で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な修繕は維持管理課に依頼 ・施設の植栽管理をみどり保全課に依頼 	・委託料の減額	1
		・修繕費の削減	2
(2) 公用車管理の見直し			

公用車利用の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数での移動は、公共交通機関を利用 ・自転車の台数を増やし、市内での移動は、自転車を利用 ・アイドリングストップなど省エネ運転の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料代削減 ・通行料削減 ・駐車問題解消 ・Eco2 推進 	1 2 3
公用車のリース化	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の導入にあたり消防自動車等高額の車については、オートリースも選択肢に加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入費の平準化 ・車両管理事務の逓減 	3
公用車の売却	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バス、原付を売却する。 ・Yahoo オークションを活用し、高値で売却する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費削減 ・売却益 	3
公共施設循環バスの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・松水苑休館日である祝日は利用者が極端に少ないため運休する。 ・土曜日運休の検討 ・全面廃止も視野に入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費削減 ・維持管理費削減 ・人件費削減 	3
(3) 施設の光熱水費の削減			
電気の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みの消灯の徹底 ・9時就業前までは点灯しない。 ・蛍光灯の間引き ・トイレ、給湯室等使用しないときの消灯 ・残業時の部分消灯 ・使用しないときのパソコンの電源を切る。 ・残業場所をつくり、部課関係なく人を集めて節電を図る。 ・省エネタイプの器具・管球に移行し節電を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費削減 ・Eco2 推進 ・市民へのアピール 	1
水道代の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努める。 ・公園の水道の節水 		
ガス代の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・節約に努める 		
(4) 電話代の節約			
防災電話の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・C-square に電話帳を載せる。 ・頻繁に通話する団体の防災電話番号を電話機に貼る。 ・往復文書、通知文書に防災電話番号を記載してもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通話料削減 ・回線使用料削減 	1

庁内ネットワーク 利用による出先機関 への専用回線の廃 止	・20年11月に3対応できる電話交換機更 新(本庁)		1
INS回線へ変更	・電話交換機更新に伴いアナログ回線から INS回線に変更(本庁)		1
電話料金の割引 制度の見直し及び活 用	・現状の割引制度が本市の利用状況に適 切かどうかを見直しすることによりコスト 削減を図る。		1
電話回線の見直し	・不要な回線があれば整理・廃止する。		1
(5) 紙の節約			
コピー用紙の使用 制限	・部単位で用紙を配当し使用枚数を制限す る。	・用紙代削減	3
ペーパーレス化の 推進	・C-square、Eメールの活用 ・複合機のスキャンの利用 ・文書管理システムの導入の検討 ・議案書は議会出席者及び各課1冊に配 布し部数を減らす。	・Eco2推進	1
コピー用紙の裏面 利用	・複写機に裏面利用紙トレイを設ける。 ・裏面利用紙を3階印刷室にストックし、利 用を促す。		1
(6) コピー・プリンター 使用料の削減	・資料のコピー、プリントを控える。	・使用料削減	1
(7) 事務用品等物品に ついて			
物品・消耗品の共 有化	・デジタルカメラ等各課で保有する備品す べてを貸し出し用としてC-square上に登 録し共有化を図る。 ・不要になったクリップ、ファイル等の消耗 品をストック(3F印刷室等)し、再利用を 図る。	・備品購入費削 減 ・消耗品費削減	1
単価契約の品目 の見直し	・対象品目の見直し、品目を増やすなど	・購入費削減	3
集中管理事務用 品の廃止又は見直し	・廃止し、単価契約の品目を充実する。 ・品目の見直し ・一人当たりの費用の見直し	・消耗品費削減	3
量販店での購入	・コーナン、ダイソー等で購入を可能にす る。	・購入費削減	3

(8) 人件費(特別職を含む)の削減	・期限を決めて人件費を削減 ・ボーナスカット	人件費削減	3
(9) 各種手当の見直し	・不要な特殊勤務手当の廃止 ・超過勤務手当の削減	人件費削減	3
(10) 嘱託職員、臨時職員の雇用の見直し	・定員管理、事務・作業量を考慮し、適正な雇用に努める。	嘱託員報酬・賃金削減	3
(11) 議員報酬の削減	・期限(1年とか2年とか)を決めて報酬を削減 ・又は、議員定数削減	議員報酬削減	3
(12) 非常勤特別職員の報酬削減	・各委員会、審議会、審査会等の委員の報酬を削減	報酬削減	3

2. 補助金等の抜本の見直し

取組事項	取組内容	効果	時期
(1) 補助金の見直し	・補助金制度等検討委員会が設置され、補助金等の交付に際し、その必要性と効果等について検討され、交付基準等の提言が報告されると思うが、その提言を踏まえ透明で公正な事業の運営を図る必要がある。	補助金交付額の減額	3
(2) リサイクル地区還元金の見直し	・平成20年度において還元率を90%から80%に10%カットされたが、資源ごみをリサイクルする経費(機械保守点検など)を差し引いた上で地区に還元すべきである。	塵芥収集費に充当	3
(3) 下水道受益者負担金前納報奨金制度の見直し	・平成20年4月1日より報奨金の額の率を14%から7%に減じたが、市税は前納報奨金を廃止したので、受益者負担金も廃止する。	・報償費削減	3

3. 公共施設のあり方(民営化、民間委託、指定管理、統廃合など公共施設のあり方について検討する)

- (1) 支所
- (2) 市民総合会館
- (3) 市立駐車場・駐輪場
- (4) 一時滞在施設
- (5) 市立保育所
- (6) 保健センター
- (7) 市立小学校

- (8) 市立中学校
- (9) 市立幼稚園
- (10) 市民総合体育館
- (11) 林スポーツセンター
- (12) 市民水泳プール
- (13) 林テニスコート
- (14) 図書館
- (15) 生涯学習センター
- (16) 自然野外活動センター(山添村)
- (17) 市民病院
- (18) 病院整備室

4. 市有財産の有効活用(財産処分を含めて)

取組事項	取組内容	効果	時期
(1) 市役所の「ふれあい広場」・「市民広場」・「1階ロビー」の有効活用	・ホームページ及び広報により一般に広く利用を呼びかける。 ・大学や商工会と協同でイベントを開催する。	・市の活性化 ・使用料収入確保	3
(2) 公共施設の駐車場の有料化・無人化	・庁舎駐車場を含め公共施設の駐車場で収益が上がるものを Times、リパーク等の民間で運営し、有料・無人化する。	・委託料削減 ・利用料収入の確保	4
(3) 生活プラザの有効活用	・駅前の一等地なので有効活用の検討が必要である。	・市の活性化	4
(4) 商工会用地	・ありかたを検討する	・歳入増	4
(5) 津堂野外活動広場のあり方	・ありかたを検討中である	・維持管理費削減	3
(6) 選管倉庫(学校用地)の移転	・移転	・歳入増 ・固定資産税収増	4
(7) 清掃作業所・小山詰所の有効活用	・各所に散在している倉庫を集約するなど施設利用の見直しを図る。	・維持管理費削減	3
(8) 元土師ノ里駐輪場	・現在、普通財産で管理しており、土師ノ里駅周辺整備事業の計画はある	・歳入増 ・固定資産税収増	3
(9) 城山古墳ガイダンス棟の有効活用	・出土した埴輪や土器を少し展示しているだけで、古墳の周囲には花しょうぶ園や草花園があり、季節に応じたイベント等を開催し、有効活用を検討する。	・文化遺産の紹介 ・市の活性化	3

5. 施策展開の選択と重点化

取組事項	取組内容	効果	時期
(1) 違法駐車等防止交通啓発事業委託の見直し又は廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働日数の削減など委託内容を再度見直す。 ・条例化されているが費用対効果を考慮し事業の廃止を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料減額 	3
(2) 街路照明灯の維持管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・街路照明灯を防犯灯と道路照明灯に区別し、防犯等の電気代及び修繕費等を地区で負担してもらい、市は助成金で補助する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費削減 	3
(3) 各種街頭 PR 等で経費がかかっているイベントの廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・駅などで啓発品を配布するなど経費のかかっているイベントは廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出減 	3
(4) IT サポートセンターの事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現在無料で行っている講座を有料化する。 ・廃止も検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料収入増 ・委託料削減 	3

6. 歳入増の取り組み

取組事項	取組内容	効果	時期
(1) 市有地の売却	<ul style="list-style-type: none"> ・公会計の整備に伴い、行政財産(法定外公共物を含む)において民有地に取り込まれている土地を整理するなど売却可能財産を洗い出し、不要な財産は売却する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増 ・固定資産税収増 	3
(2) ふるさと納税の推進	<p>平成 20 年 10 月 1 日から本格的に事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤井寺出身の有名人などゆかりのある方への案内 ・市外在住の職員に寄附の協力を依頼 ・藤井寺市の特産物を進呈 ・ホームページ、新聞等により PR 	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増 	1
(3) 広告収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・刊行物、封筒、広報版、循環バス、公共施設あらゆるものを広告媒体として活用することにより、歳入の確保を図る。 ・広告物を公共施設に掲載できる特区の申請 ・実績のある広告代理店と協議し、スポンサーを獲得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告収入の確保 	3

(4) 不要備品及び差押物件を売却	・インターネットオークションを活用し、不要備品及び差押物件を公売、競売する。 出品料は無料、落札時のみ落札額の3%を手数料として支払う。	・歳入増	3
(5) 徴収業務の強化	・現年度分の徴収強化(徴収率0.3%~0.5%向上) ・差押等の滞納整理の強化 ・再任用職員の配置など徴収職員の充実を図る。 ・強化月間での職員応援	・歳入増	2
(6) 市民運動広場及び無料テニスコートの使用料の徴収	・各スポーツ施設のうち運動広場のみ使用料を無料としているため、利用者負担の観点から使用料を徴収する。	・利用料収入増	3
(7) 草刈機等の貸出しの有料化	・現在無料で行っている貸出しをガソリン代も含め有料化する。	・利用料収入増	3
(8) 市営火葬場の使用料の値上げ	・平成15年8月1日に料金改定が行われたが、既に5年が経ち、燃料費の急騰など施設維持管理経費を勘案し改定する。	・使用料収入増	3
(9) 市営葬儀の見直し	・祭壇等使用料の見直し	・使用料収入増	3
(10) 自動販売機の設置事業の見直し	・福祉団体、体育団体など各種団体に設置させている自動販売機を廃止し、市が公募により設置業者を選定し、使用料収入を得る。	・使用料収入増	3
(11) 松水苑の風呂の入浴料の徴収	・お風呂を利用する方から料金を徴収する。 ・風呂の修繕費に充当	・利用料収入増	3

以上、藤井寺改革・創造チームとして財政健全化に向けての取組事項を掲げました。

取組項目については、「財政健全化に向けて」の「4. 財政健全化プログラム(2) 財政健全化の具体的取組事項」に記載されている順序を基本とし、「効果」・「時期」を加えた形で掲載しています。